

農業用水水源地域保全対策事業（新規）

1. 趣旨

- （１）良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良質な森林水環境の形成を図る必要がある。
- （２）また、地球温暖化問題は人類全体の重要な環境問題である。とりわけ京都議定書に定められた目標達成は喫緊の課題であり、森林のＣＯ₂吸収量目標の達成に向けた森林整備等の強力な推進が不可欠である。
- （３）このため、農業生産地域の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給等に資する森林整備を実施するための調査等を行うとともに、水の恩恵を受けている下流地域の農業者や地域住民等が水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めるための普及促進活動を実施する。

2. 事業内容

（１）保全促進対策

農業生産地域の水源地域において、農業用水の安定供給等に資する水源林の整備等を実施するための調査や農業用水と水源林に係る理解を深める普及促進活動等の計画を策定する。

（２）普及促進対策

農業用水の安定供給のための水源林の重要性の理解を深める等の普及促進活動等を実施する。

3. 事業実施主体等

- （１）事業実施主体
 - 2（１）都道府県
 - 2（２）市町村、土地改良区等

- （２）補助率
 - 2（１）定額
 - 2（２）定額

- （３）事業実施期間 平成１９年度～平成２４年度

4. 平成１９年度概算決定額 1, 000, 000千円（0）

【担当課：農村振興局整備部水利整備課施設管理室】